

◎新潟県教育委員会告示第5号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(10)の2 管理監督職務上限年齢による降任職員を教諭、養護教諭又は栄養教諭に任命することをいう。</u></p> <p>(11)～(22) (略)</p> <p><u>(23) 特例任用 職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟県条例第6号）第9条各項の規定により管理監督職を占める職員の異動期間（管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）を延長することをいう。</u></p> <p><u>(管理監督職務上限年齢による降任)</u></p> <p><b>第12条の2</b> <u>管理監督職務上限年齢による降任は、当該教職員が地方公務員法第28条の2第1項の規定により管理監督職務上限年齢に達している場合に、異動期間に行う。</u></p> <p>(辞令書)</p> <p><b>第16条</b> <u>第3条第3号から第23号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から第8号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</u></p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (氏名) 欄の記入 規程第3条第3号から第23号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。</p> <p>II (略)</p> <p>III (発令事項) 欄の記入 規程第3条第3号から第23号までに掲げる場合</p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11)～(22) (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p><b>第16条</b> <u>第3条第3号から第22号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から第8号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</u></p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (氏名) 欄の記入 規程第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。</p> <p>II (略)</p> <p>III (発令事項) 欄の記入 規程第3条第3号から第22号までに掲げる場合</p>

に該当する事実を原則として上欄から、身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、担当課程の順に次例により記入する。

1～8 (略)

8の2 管理監督職勤務上限年齢による降任  
地方公務員法第28条の2第1項の規定により〇〇に降任する

教育職〇級に決定する

〇号給を給する

新潟県立〇〇高等学校勤務を命ずる

〇〇課程担当を命ずる

9～20 (略)

21 特例任用

職員の定年等に関する条例第9条第〇項の規定により 年 月 日まで異動期間を延長する

新潟県立〇〇高等学校長に補する

注 異動期間を延長する前の職と同一である場合は職名に関する発令は行わない。

に該当する事実を原則として上欄から、身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、担当課程の順に次例により記入する。

1～8 (略)

9～20 (略)